

福利厚生に関する規程

[目的]

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県診療放射線技師会（以下本会という）会員の福利厚生の利用に関する事項を定め、相互扶助の精神に基づき、運用が適正に行われることを目的とする。

[事業]

第2条 本規程は第1条に基づき次の事業を行う。
2 会員に対する弔慰金並びに見舞金の支給
3 その他会員の福利厚生に関する事業

[給付]

第3条 給付は、以下の通りとする。

- (1) 弔慰
 供花、弔電
 - (2) 結婚
 祝電
 - (3) 配偶者等に対する弔慰
 会員の配偶者・両親及び同居または扶養中の子供 供花、弔電
- 2 当事者の希望等により供花辞退の時は弔電のみとする。
 - 3 本会の会員資格を失った者及び前年度の会費が支払われていない会員には、給付を行わない。
 - 4 火災、自然災害等による見舞金等はその都度協議して支給する。

[運用]

第4条 必要経費は、会員の年会費より拠出し福利厚生費として計上する。

[手続き]

第5条 給付を受ける事由が発生したときは、該当する者又はこの事由を知った会員は、速やかに事務局に連絡し、また、事務局は直ちに担当理事に連絡しなければならない。

[規程の改廃]

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。